

## 1 1 「個別の教育支援計画」を活用した支援の引継ぎ

各学校において、障害のある児童生徒一人ひとりへの支援を一層充実させるためには、校長のリーダーシップのもと、校内委員会や校内コーディネーターが機能を発揮するための全校体制の構築や、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成・活用、教員の専門性の向上、支援の継続性（連続性）の確保などが求められます。

県内のある中学校では、LD等のある生徒が板書を見やすいよう、チョークは3色だけを使うというルールを決めて、全校で実践しています。

また、県内のある高校には、教科書はノートに視写できるが、板書を視写することに非常に時間がかかるという生徒がいました。この生徒は、縦の眼球運動に困難があり、黒板から机上のノートに視線を動かすことが苦手であったので、横の眼球運動を使ってノートに写せるよう、板書の要点をプリントにして配付することで、学習を保障することができました。

このように、ちょっとした支援をきっかけに、子どもへの見方が変わり、状況が好転したという事例も多くあります。また、逆にこうした支援に対し、周囲の十分な理解が得られない場合には、担任が必要な支援を行うことができなくなる状況に陥ってしまうこともあります。

また、こうした支援は、一人の担任だけが行っても効果的ではありません。学校として組織的に、継続・発展的に行うことにより効果が上がり、学校として保護者の信頼にも応えることができます。

先ほどの板書をノートに視写することに困難のあるLDのある高校生も、小学校で「個別の教育支援計画」が作成され、中学校に支援を引き継ぎ、高校への進学、さらに、引き継がれた支援により、大学へも進学しました。こうした、発達障害を含め、障害のある子どもへの支援の一つひとつが、子どもたちの将来の進路につながりますので、各学校において、継続した支援を実施することが重要です。

### 1 支援の引継ぎの現状

- 各学校では、支援体制の整備から支援の充実及び引継ぎの段階に入ってきている。
- 「個別の教育支援計画」による支援の引継ぎが始まっている。

#### <引継ぎの例>

- 保護者が同席して引継ぎを行う会議の後、入学式の座席、学級編制などの配慮を検討した。
- 進学先で使用する教科書や教材を事前に説明するとともに、教室の事前見学を実施した。
- 当該児童生徒の障害や行動の特性から、パニックを防ぐ工夫を関係教職員で共通理解した。

- 当該児童生徒の障害について、特性の説明や支援方法について全教職員で研修を実施した。
- 地域コーディネーターや校内コーディネーターが、保護者と一緒に進学先の学校に訪問し、「個別の教育支援計画」の作成を支援した。
- 保護者へ進学先に関する情報提供（校内コーディネーターの指名など）を行い、地域コーディネーターや校内コーディネーターと一緒に引継ぎ方法について検討した。
- ◆ 保護者の了解を得ずに引継ぎを行ったことから、保護者の不信感を招き、保護者の協力を得ることが難しくなってしまった。
- ◆ 入学決定後に中学校と高等学校のどちらから連絡すればよいか分からず、引継ぎが不十分になった。
- ◆ 誰に引き継いだかの確認が不十分で、「引き継いだ」「受けていない」という行き違いが生じた。

## 2 支援の引継ぎの課題

- 支援の引継ぎの意義やポイントについての全教職員の理解が必要である。

### <引継ぎの意義>

- 新しい学校生活への適応と二次的な障害の防止（周囲の理解と受け入れによる順調な成長）
  - ・ 支援の継続のための「個別の教育支援計画」の引継ぎは、園や学校の大切な役割である。
  - ・ 「事前に知っていれば…」ということがないようにすることが大切である。

### <引継ぎのポイント>

- 進学先の生活や環境、人的配置などの違いを認識すること。
- 保護者の了解を得て、早めの引継ぎを心がけること（一度の引継ぎでは十分でない場合もある）。
- 引継ぎの時期、内容、方法（いつ、どこで、だれが、どのように）を事前に校内で整理しておくこと。



### 3 支援の引継ぎの充実に向けて

#### (1) 引継ぎの内容

■ 「個別の教育支援計画」の内容を引き継ぐ（確認する）ことを基本とする。

「個別の教育支援計画」が作成・活用されている状況とは、実態把握のための話し合いや関係者の役割分担が明確にされているということです。また、配慮や支援を要する児童生徒について具体的な指導・支援が実践され、その指導・支援についての評価改善並びに引継ぎが実践されているということにもなり、その学校の相談支援が実効性のあるものとなっていると判断できます。

#### <その他確認しておくことが望ましいこと>

- 好きなこと、得意なこと、苦手なこと
- 友達とのかかわりや生活リズムの様子（日課や場所、手順等の変更への適応）
- 不安や興奮状態の防止及び解決方法（具体的な声かけや対応）
- 指示やルールを理解を促す効果的な伝え方
- 自ら援助を求める方法、困ったときの相談相手
- より専門的な支援が必要となった場合の相談先 等

#### (2) 留意事項

送り出す学校、受け入れる学校の管理職や校内コーディネーターが、校種の違い、児童生徒の状態、保護者の状況などを共通理解しながら、連絡協議会、校長連絡会、校内コーディネーター連絡協議会等の様々な機会を利用して情報交換を行うとともに、保護者も一緒に情報の共有を図る。

- 進学先の学校に入学するまでは、保護者の同意を得て「個別の教育支援計画」等の確実な引継ぎを行うなど、送り出す学校が主体的に引継ぎを進めるのが望ましい。
- 「個別の教育支援計画」が作成されていると引継ぎが進めやすい。
- 支援の引継ぎを行う場合、校内コーディネーターが窓口になることが多いため、校内コーディネーターが「個別の教育支援計画」等について理解しておく必要がある。
- 支援の引継ぎに関しては、保護者任せにせず、地域コーディネーターや校内コーディネーターが引継ぎに関する支援を行うことが大切である。
- 保護者だけが、直接、進学先に赴くと、学校が身構えてしまったり、保護者が教育内容について、的確に説明できなかつたりすることもあるので、地域コーディネーターや校内コーディネーターが事前事後の丁寧な連絡調整を行うとよい。
- 引継ぎを行う時期に配慮が必要である。特に、高等学校への進学では、入学者選抜との関連があり、合格決定後の引継ぎが進めやすい。

- 新しい担任が決まってから（担任発表が終わってから）の引継ぎが進めやすい。担任が決まる前に引き継ぐ場合には、誰に引き継いだのかを明確にしておくことが必要である。在籍校は「引継ぎを行った」、進学先の学校は、「引き継がれていない」といった見解に相違が生じた事例もある。
- 保護者は、担任発表等の学校の事情がわからないので、引継ぎの時期について、校内コーディネーターから情報提供することも大切である。
- 進学先に「個別の教育支援計画」を渡しただけでは、十分な支援の引継ぎにならないことがある。支援に関わる関係者間で「個別の教育支援計画」を活用して具体的な支援内容について、確認したり、検討したりすることで効果的な引継ぎとなる。
- 「個別の教育支援計画」を引き継いでも、担任任せだと具体的な支援につながらなかつたり、担任の負担が大きくなつたりする場合もあるので、管理職とも相談しながら組織的に取り組むことが大切である。

引継ぎに関しては、引き継ぐ側と引き継がれる側の思いがつながることが大切であり、どのような引継ぎ方をするにしても、関係者への事前事後の報告・連絡・相談など、丁寧な対応が必要です。



## ＜山口県公立高等学校入学者選抜における特別配慮申請について＞

山口県公立高等学校入学者選抜においては、障害等のあることにより特別な配慮を必要とする志願者に対して、入学者選抜実施要領に基づき、遺漏なく適正に手続等を進めるとともに、入学者選抜に当たっては、障害等のあることをもって不合理な取扱いをすることがないよう、十分に留意をしています。

具体的な申請手続き等については、「山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領に関する説明会（例年 11 月開催）」において、説明を行っていますので、各学校においては、管理職、教務係、特別支援学級担任等、関係者の共通理解を図り、学校として組織的に対応することが必要です。

### 1 受検上の配慮に係る手続等

- (1) 山口県公立高等学校を志願する者が、受検上、障害等のあることにより特別な配慮を必要とする場合には、当該志願者及びその保護者は、別添様式の特別配慮申請書により、中学校又はこれに準ずる学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、志願先高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）に申請する。
- (2) 高等学校長は、特別配慮申請書の受理後速やかに、その写しを高校教育課長宛てに送付するとともに、提出のあった特別配慮申請書の内容について、必要に応じて中学校長と協議を行う。  
なお、協議に当たり、中学校長は、高等学校長に次の事項について説明する。
  - ア 当該志願者の障害等の程度や状態
  - イ 中学校又はこれに準ずる学校において配慮している事項
  - ウ 学力検査及び面接等に当たって特別な配慮を希望する事項
  - エ その他必要とする事項
- (3) 高等学校長は、当該志願者に対し特別な配慮が必要であると判断した場合には、具体的な措置を決定する。
- (4) 高等学校長は、(3)で決定した措置について、「山口県公立高等学校入学者選抜に係る受検上の配慮について」及び特別配慮決定通知書を作成し、中学校長に送付する。中学校長は、送付された特別配慮決定通知書を当該志願者及びその保護者に手交又は送付する。

### 2 留意事項

- (1) 中学校長は、1(1)の手続を行う前に、高等学校長にその旨を連絡すること。
- (2) 高等学校長は、必要に応じて中学校長並びに志願者及びその保護者に対して、高等学校の学習内容、学習環境等について説明すること。

(3) 高等学校長は、障害等のあることにより特別な配慮を必要とする者が志願するに当たり、施設・設備面等で特別な措置が必要であると考えられる場合には、速やかに高校教育課に連絡し、必要に応じて協議を行うこと。

### 3 配慮の例

#### 聴覚障害の生徒

- ① 座席の変更
- ② 別室での受検
- ③ 補聴器やFMマイクの使用
- ④ イヤホンを使用し、直接CDプレーヤーから聴く
- ⑤ ペーパーテストに替えるなど

#### 弱視の生徒

- ① 座席の変更
- ② 問題の拡大コピー
- ③ 拡大鏡の使用 など

#### 発達障害の生徒

- ① 座席の変更
- ② 別室での受検 など

#### 身体に障害のある生徒

- ① 車いすでの受検
- ② 別室での受検
- ③ 検査時間の延長
- ④ 受検校教員による介助 など

- 特別な配慮の有無と配慮の内容については、一人ひとりの状況に応じ、個別具体的に検討する。公平性を踏まえて、総合的かつ慎重に判断されるものであり、希望する配慮の全てが受けられるとは限りません。
- 受検時の配慮も、中学校での支援の継続の一部であり、それまでの積み重ね（配慮の実施状況や効果等）が重要となります。中学校で特別な配慮や支援を行っていない状況で、受検時のみ特別な配慮を申請することは配慮の妥当性についての検討が必要となります。
- 障害の有無をもって合否の判定を行うことはありません。選抜である以上、生徒の進学意欲を高めることや学力の向上に努めることも重要となります。

特別支援学校高等部、又は高等学校への進学を希望する場合、中学校とは教育課程や教員配置等が異なることから、現在の配慮や支援がそのまま行えるかどうかも含めて保護者の方と十分に話し合っておくことも必要です。

事前相談やオープンキャンパスなどをおして、学校の教育内容や支援体制を実際に見て確認したり、そこで学んでいる生徒の姿をイメージしたりするなどして、より正確な情報に基づいて進路選択ができるよう進路相談を進めることが大切です。

